

愛媛県の最低賃金額の大幅な引上げ及び
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした資源価格などの高騰により、物価が上昇している。令和4年5月20日に総務省が発表した消費者物価指数は、前年同月比2.1%の上昇となった。伸び率が2%を超えるのは、消費税が増税された2015年3月以来、7年1か月ぶりである。

一方、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」によると、令和4年3月の働く人1人あたりの現金給与総額は平均で28万6567円である。前年比1.2%上昇したものの、物価変動を反映した実質賃金は0.2%下降している。これは、物価が賃金を上回るペースで上昇しており、家計の負担が増えていることを示している。

今後も、物価の上昇傾向は継続すると見込まれており、大幅な賃金上昇を実施しなければ、家計は圧迫されて、国民の生活環境が厳しくなることは明らかである。賃金の底上げを図るべく、最低賃金額の大幅な引き上げを実施することが不可欠である。

愛媛県の最低賃金時間額は、平成28年（717円）から令和元年（790円）まで、前年比21円、22円、25円、26円と20円以上の引上げを実施してきた。令和2年は、前年比3円に留まったが、令和3年（821円）は前年比28円の引上げとなっている。新型コロナウイルス感染拡大もよる経済への影響が懸念された令和2年を除き、20円以上の引上げを実施している。

しかしながら、最低賃金でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約170万7680円（821円×40時間×52週）、月収にすると約14万2300円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。この最低賃金の引上げでは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等のためには、は

なはだ不十分である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県（８２１円）は、全国加重平均額の９３０円を大きく下回り、全国最低額の８２０円（沖縄県、高知県）と同水準である。愛媛県は、全国最高額である東京都（１０４１円）と比べて２２０円も低い。両者の差は、平成３０年から令和４年まで、２２１円、２２３円、２２０円、２２０円と全く縮小していない。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査（２０２１年全国労働組合総連合）によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている。これは、地方では、都市部に比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。

生計費が大きく異ならなければ、より賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れる傾向が強くなり、地方での人口減少、労働力不足の深刻化を招く事態となる。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠である。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべきである。

もちろん、最低賃金の引上げにより影響を受ける企業、特に中小企業への配慮は必要である。政府が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要であり、減税、社会保険料の減免、補助金の交付等により対応すべきである。

当会は、これらを前提として、労働者の健康で文化的な生活を確保しつつ、愛媛県の地域経済の健全な発展を促すためにも、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の最低賃金額について、大幅な最低賃金額引上げを内容とする答申を愛媛労働

局長に行なうことを強く求める。また、政府に対して、全国一律最低賃金制度の実施を求めるものである。

2022年（令和4年）6月16日

愛媛弁護士会

会長 吉村 紀行